

# ロアッソ熊本スクール規約

(株)アスリートクラブ熊本

## 第1条 (名称・所在地)

(株)アスリートクラブ熊本は、ロアッソ熊本育成センターを設置し、ロアッソ熊本スクール<以下、本クラブという>を編成し、事務所を熊本県熊本市東町3丁目3番3号におく。

## 第2条 (目的)

ロアッソ熊本の将来の発展を図る為に18歳までの青少年について年齢と心身の発達に応じた一貫指導体制を確立する。

若年層からの一貫指導により人間的にもサッカー技術においても真にプロフェッショナルと呼ばれる選手の育成を実現しトップチーム及びインターナショナルで活躍できる選手を輩出する為にロアッソ熊本独自の特色あるチームカラーを身に付け県民に愛され親しまれる選手を育成する。

## 第3条 (入会資格)

本クラブに入会するものは次の要件を備えていなければならない。

- 1) 本クラブの趣旨に賛同した本人及び保護者であること。
- 2) スポーツを行うに適した健康状態にあること。

## 第4条 (入会手続き)

入会申込書に必要事項を記入、保護者の同意、署名捺印の上、当クラブに提出する。

#### 第5条（入会金、年会費、月会費について）

- ・ 入会金及び年会費、月会費は別紙指導要項による。
- ・ 理由なく会費などの入金を怠った場合は、督促状を送付する。尚その後も入金なき場合は、会員としての資格を失う。

#### 第6条（組織及び会議）

- 1) 本センターに次の役職を置く。  
センター長、チーフ、育成員
- 2) 会議を開催し、事業計画・予算及びその他重要な事項を決する。

#### 第7条（指導）

本クラブが定めた指導方法により年齢と心身の発達に応じた一貫した指導を行う。具体的な指導方法は各コーチが決定する。

#### 第8条（指導場所）

本クラブの指導場所は別紙指導要項による。

#### 第9条（活動期間）

本クラブの活動期間は原則として毎年4月第3週～翌年3月第3週までの間（うち35回・1月と8月は除く）とする。

## 第10条（休会）

休会（引き続き1ヶ月以上休む場合をいう。）を希望する会員は、休会届を提出する必要がある。又、ケガなどで休む場合は、毎月末日までに医師の診断書などを添えて所定の休会届を提出しなければならない。

本クラブが認めた場合は、休会期間の月会費を免除する。

## 第11条（退会及び移動）

- 1) 本規約に違反するなど、本クラブの会員として相応しくないと認めたものに対し、本クラブは、コーチ及び本人の意志を聞いた上で退会させることができる。
- 2) 退会する場合、会員は、前月末日までに事務局に申し出、退会届を提出しなければならない。
- 3) 本クラブは、各クラスの活動状況により会員の補充を行うことがある。

## 第12条（健康管理）

本クラブに参加する会員の健康状態に関しては、常に保護者が責任を持って管理するものとする。所定の健康申告書に記入の上、提出しなければならない。

## 第13条（傷害事故）

活動中の事故については本クラブが応急処置を行うが、その後の処置については、保護者が責任を負うものとする。

## 第14条（傷害事故の補償）

会員は、入会時及び更新時にスポーツ傷害保険に加入する。保険料は、本クラブが負担し、本クラブの活動中および往復中における事故については、当該スポーツ傷害保険の補償範囲内でのみ補償する。

#### 第15条（免責）

本クラブ内の秩序やコーチの指示に従わないで起きた事故やトラブル盗難について本クラブは一切責任を負わない。

#### 第16条（規約の改正）

本規約は、(株)アスリートクラブ熊本取締役会の決議を以って、改正する。

#### 第17条（施行期間）

本規約は、平成18年4月1日より施行される。

本規約は、チーム名・住所変更に伴い、平成20年2月20日改訂。

本規約は、住所変更に伴い、平成21年2月19日改訂。